（専修学校設置基準の一部改正）

第七条　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教員の資格） **第四十一条**　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一・二　［略］ 三　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭の経験のある者 四～六　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（教員の資格） **第四十一条**　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一・二　［同上］ 三　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四～六　［同上］

（小学校設置基準の一部改正）

第八条　小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教諭の数等） **第六条**　小学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（教諭の数等） **第六条**　小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3　［同上］

（中学校設置基準の一部改正）

第九条　中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教諭の数等） **第六条**　中学校に置く主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下次項において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（教諭の数等） **第六条**　中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。 2・3　［同上］

（高等学校設置基準の一部改正）

第十条　高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（教諭の数等） **第八条**　高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭（以下次項において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3　［略］	（教諭の数等） **第八条**　高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。 2・3　［同上］